
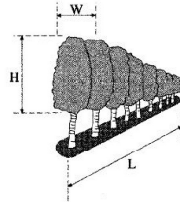


掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考														
VI-2-③-35	<p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=(設計単価(注1)×設計数量)+加算額総合計(注2) (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×K₃×K₄×K₅) 撤去の場合:設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×K₃) (注2) 加算額総合計=加算額×総数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 支柱は溶融亜鉛メッキ2種(HDZ55)を標準とする。 なお、メッキ+焼付塗装(工場加工)は補正係数(K₃)により補正を行う。 (2) 金網は亜鉛メッキを標準とする。 なお、亜鉛メッキはJIS G 3552 の内、Z-G S 3種、Z-G S 4種を対象とし、Z-G S 7種(厚メッキ)は補正係数(K₃)により補正を行う。 (3) ロープ・金網設置工は支柱間隔に関わらず適用できる。 (4) 間隔保持材なしの場合の補正係数(K₃)により、補正を行った場合の柵高とロープ本数は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="454 619 779 799"> <caption>表3.1 落石防護柵(間隔保持材なし)</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規格・仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柵高 1.55m</td> <td>ロープ本数 5本</td> </tr> <tr> <td>柵高 2.00m</td> <td>ロープ本数 6本</td> </tr> <tr> <td>柵高 2.50m</td> <td>ロープ本数 8本</td> </tr> <tr> <td>柵高 3.00m</td> <td>ロープ本数 9本</td> </tr> <tr> <td>柵高 3.50m</td> <td>ロープ本数 11本</td> </tr> <tr> <td>柵高 4.00m</td> <td>ロープ本数 13本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 撤去の場合の補正係数(K₃)は、落石防護擁壁の撤去は含まない。 (6) 資材の持ち上げ範囲は10m以下とし、それを超える場合は別途とする。 (7) 排土口(除石開閉口)の有無にかかわらず適用できる。 (8) アンカーの規格・仕様は、φ25×1,000を標準とする。 (9) ステーパーはφ18 3×7G/Oを標準とし、H形鋼を使用したものは対象外とする。 (10) 随意契約により調整を行う場合の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	区 分	規格・仕様	柵高 1.55m	ロープ本数 5本	柵高 2.00m	ロープ本数 6本	柵高 2.50m	ロープ本数 8本	柵高 3.00m	ロープ本数 9本	柵高 3.50m	ロープ本数 11本	柵高 4.00m	ロープ本数 13本	<p>現行どおり</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 支柱は溶融亜鉛メッキ2種(HDZ777)を標準とする。 なお、メッキ+焼付塗装(工場加工)は補正係数(K₃)により補正を行う。 (2) 金網は亜鉛メッキを標準とする。 なお、亜鉛メッキはJIS G 3552 の内、Z-G S 3種、Z-G S 4種を対象とし、Z-G S 7種(厚メッキ)は補正係数(K₃)により補正を行う。 (3) ロープ・金網設置工は支柱間隔に関わらず適用できる。 (4) 間隔保持材なしの場合の補正係数(K₃)により、補正を行った場合の柵高とロープ本数は、下表のとおりである。</p> <p>現行どおり</p>	記載の変更
区 分	規格・仕様																
柵高 1.55m	ロープ本数 5本																
柵高 2.00m	ロープ本数 6本																
柵高 2.50m	ロープ本数 8本																
柵高 3.00m	ロープ本数 9本																
柵高 3.50m	ロープ本数 11本																
柵高 4.00m	ロープ本数 13本																

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考																						
VI-2-③-41	<p>③-5 防護柵設置工 (落石防止網) S8543 ~ S8545</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。 (2) 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 落石防止網（繊維網）設置工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工の場合。 2) ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式（支柱据置式）による場合。 3) アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。 4) 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。 5) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="320 742 539 874"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金網・ロープ設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 金網の重ね、端部切断等のロス、クロスクリップ・結合コイル等の必要部材の材料費及び設置費を含む。</p> <table border="1" data-bbox="320 965 539 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンカー設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 削孔、アンカー打込み及び充填材注入等の一連作業を含む。 3. アンカー設置時に発生する残土処理（処分費）は含まない。</p>	工種	市場単価			機	労	材	金網・ロープ設置	○	○	○	工種	市場単価			機	労	材	アンカー設置	○	○	○	<p>③-5 防護柵設置工 (落石防止網) S8543 ~ S8545</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。 (2) 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工の場合。 2) ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式（支柱据置式）による場合。 3) アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。 4) 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。 5) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。 7) 落石防止網（繊維網）設置工。</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">} 現行どおり</p>	<p>記載の変更</p>
工種	市場単価																								
	機	労	材																						
金網・ロープ設置	○	○	○																						
工種	市場単価																								
	機	労	材																						
アンカー設置	○	○	○																						

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考										
VI-2-④-1	<p>④ 法 面 工</p> <table border="1" data-bbox="667 268 981 304"> <tr> <td>S 8 4 2 5</td> <td>S 8 4 2 6</td> <td>S 8 4 2 8</td> </tr> </table> <p>④-1 法 面 工</p> <table border="1" data-bbox="667 320 869 357"> <tr> <td>S 8 5 5 0</td> <td>S 8 5 5 1</td> </tr> </table> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付枠工のうち枠内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法枠工、法面施肥工、吹付枠工（枠内吹付を除く）及び吹付法面とこわし工</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が 45m を超える場合、または、吹付けのホース延長が 100m を超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が 80m を超える場合、客土吹付工で法面垂直高が 25m を超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が 30m を超える場合</p> <p>2) 使用植物（種子）に花系及び表 2.6 以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>4) 吹付枠工の枠内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合</p> <p>5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合</p> <p>① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合</p> <p>② 肥料袋付で肥料袋の形状がバبيب状でないもの</p> <p>③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合</p> <p>6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合</p> <p>① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合</p> <p>② 部分張り（目地張り、千島張り、市松張り）の場合</p> <p>③ 公園工事の場合</p> <p>④ 道路植栽工事の場合</p> <p>7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合</p> <p>8) モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合</p> <p>9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合</p> <p>10) 夜間作業の場合</p> <p>11) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p>	S 8 4 2 5	S 8 4 2 6	S 8 4 2 8	S 8 5 5 0	S 8 5 5 1	<p>④ 法 面 工</p> <table border="1" data-bbox="1559 268 1872 304"> <tr> <td>S 8 4 2 5</td> <td>S 8 4 2 6</td> <td>S 8 4 2 8</td> </tr> </table> <p>④-1 法 面 工</p> <table border="1" data-bbox="1559 320 1760 357"> <tr> <td>S 8 5 5 0</td> <td>S 8 5 5 1</td> </tr> </table> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付枠工のうち枠内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法枠工、吹付枠工（枠内吹付を除く）及び吹付法面とこわし工</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が 45m を超える場合、または、吹付けのホース延長が 100m を超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が 80m を超える場合、客土吹付工で法面垂直高が 25m を超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が 30m を超える場合</p> <p>2) 使用植物（種子）に花系及び表 2.6 以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>4) 吹付枠工の枠内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合</p> <p>5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合</p> <p>① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合</p> <p>② 肥料袋付で肥料袋の形状がバبيب状でないもの</p> <p>③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合</p> <p>6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合</p> <p>① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合</p> <p>② 部分張り（目地張り、千島張り、市松張り）の場合</p> <p>③ 公園工事の場合</p> <p>④ 道路植栽工事の場合</p> <p>7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合</p> <p>8) 法面施肥工を使用する場合</p> <p>9) モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合</p> <p>10) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合</p> <p>11) 夜間作業の場合</p> <p>12) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p>	S 8 4 2 5	S 8 4 2 6	S 8 4 2 8	S 8 5 5 0	S 8 5 5 1	<p>記載の修正</p>
S 8 4 2 5	S 8 4 2 6	S 8 4 2 8											
S 8 5 5 0	S 8 5 5 1												
S 8 4 2 5	S 8 4 2 6	S 8 4 2 8											
S 8 5 5 0	S 8 5 5 1												

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考																																																																				
VI-2-⑤-4	<p style="text-align: center;">表2.4 地被類植付工</p> <table border="1" data-bbox="383 263 844 312"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地被類植付工</td> <td>各種</td> <td>鉢</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2.5 植樹管理(せん定)</p> <table border="1" data-bbox="383 357 844 513"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">高木せん定</td> <td rowspan="2">夏期</td> <td>幹周 60cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm 以上 120cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冬期</td> <td>幹周 60cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm 以上 120cm 未満</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。 冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。(基本せん定ともいう)</p> <p style="text-align: center;">表2.6 植樹管理(せん定)</p> <table border="1" data-bbox="396 649 826 865"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">低木・中木せん定</td> <td rowspan="3">球形</td> <td>樹高 100 cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 100 cm 以上 200 cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 200 cm 以上 300 cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">円筒形</td> <td>樹高 100 cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 100 cm 以上 200 cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 200 cm 以上 300 cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寄植せん定</td> <td>低木</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。 2. 寄植せん定の施工数量は低木は植地面積とし、中木は刈り込み後面積(表面積)とする。(図-1参照) 3. 樹木の規格・仕様は、せん定後の高さで判定する。</p> <p style="text-align: center;">(図-1) 寄植せん定・防除の施工面積の判定</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="358 1018 448 1257" style="text-align: center;"> <p>低木</p>  <p>植地面積 (投影面積)</p> </div> <div data-bbox="537 1018 716 1264" style="text-align: center;"> <p>中木</p>  </div> <div data-bbox="739 1037 963 1141" style="text-align: center;"> <p>表面積 L×H×2 + L×W + W×H×2 (側面) (天端) (端部)</p> <p>片面の刈り込みをしない場合は、その部分の面積を控除する。</p> </div> </div>	区分	規格・仕様	単位	地被類植付工	各種	鉢	区分	規格・仕様		単位	高木せん定	夏期	幹周 60cm 未満	本	幹周 60cm 以上 120cm 未満	本	冬期	幹周 60cm 未満	本	幹周 60cm 以上 120cm 未満	本	区分	規格・仕様		単位	低木・中木せん定	球形	樹高 100 cm 未満	本	樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本	樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本	円筒形	樹高 100 cm 未満	本	樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本	樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本	寄植せん定	低木	m ²	中木	m ²	<p style="text-align: center;">表2.5 植樹管理(せん定)</p> <table border="1" data-bbox="1294 351 1749 632"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">高木せん定</td> <td rowspan="5">夏期せん定</td> <td>幹周 30cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 30cm 以上 60cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm 以上 90cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 90cm 以上 120cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 30cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">冬期せん定</td> <td>幹周 30cm 以上 60cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm 以上 90cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 90cm 以上 120cm 未満</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。 冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。(基本せん定ともいう)</p>	区分	規格・仕様		単位	高木せん定	夏期せん定	幹周 30cm 未満	本	幹周 30cm 以上 60cm 未満	本	幹周 60cm 以上 90cm 未満	本	幹周 90cm 以上 120cm 未満	本	幹周 30cm 未満	本	冬期せん定	幹周 30cm 以上 60cm 未満	本	幹周 60cm 以上 90cm 未満	本	幹周 90cm 以上 120cm 未満	本	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">規格を細分化</p>
区分	規格・仕様	単位																																																																					
地被類植付工	各種	鉢																																																																					
区分	規格・仕様		単位																																																																				
高木せん定	夏期	幹周 60cm 未満	本																																																																				
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本																																																																				
	冬期	幹周 60cm 未満	本																																																																				
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本																																																																				
区分	規格・仕様		単位																																																																				
低木・中木せん定	球形	樹高 100 cm 未満	本																																																																				
		樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本																																																																				
		樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本																																																																				
	円筒形	樹高 100 cm 未満	本																																																																				
		樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本																																																																				
		樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本																																																																				
寄植せん定	低木	m ²																																																																					
	中木	m ²																																																																					
区分	規格・仕様		単位																																																																				
高木せん定	夏期せん定	幹周 30cm 未満	本																																																																				
		幹周 30cm 以上 60cm 未満	本																																																																				
		幹周 60cm 以上 90cm 未満	本																																																																				
		幹周 90cm 以上 120cm 未満	本																																																																				
		幹周 30cm 未満	本																																																																				
	冬期せん定	幹周 30cm 以上 60cm 未満	本																																																																				
		幹周 60cm 以上 90cm 未満	本																																																																				
		幹周 90cm 以上 120cm 未満	本																																																																				

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考
VI-2-⑥-1	<p>⑥橋梁付属物工</p> <p>⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工 S 8 4 4 5</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg 以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で、以下の工事とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。 2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。 3) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。 <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等、別途考慮するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg を超える補修工事。 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント、埋設型伸縮装置の場合。 3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。 4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。 5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリートの場合。 6) 仮復旧等を伴う作業。 7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。 8) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 9) 鋼床版の場合。 10) 補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。 11) その他、規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。 	<p>⑥橋梁付属物工</p> <p>⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工 S 8 4 4 5</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg 以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で、以下の工事とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。 2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。 3) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。 <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等、別途考慮するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg を超える補修工事。 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント、埋設型伸縮装置の場合。 3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。 4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。 5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリート、あるいは縦維補強コンクリートの場合。 6) 仮復旧等を伴う作業。 7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。 8) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 9) 鋼床版の場合。 10) 補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。 11) ジョイントの据付に特殊型枠を使用する場合。 12) その他、規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。 	<p>記載の修正</p>

